

岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（案） (概要版)

令和2年4月10日
岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部
(令和3年3月 日改定)

1 基本的事項

基本目標	■全国的に新規報告数が増加する局面：「ステージⅢ」に至らないようにすること ■全国的に新規報告数が減少に転じた場合：速やかに「ステージⅠ」にすること
対策の基本	■個人のみならず、行政や、団体、企業、地域などのあらゆる主体が情報を共有し、感染リスク低減のための行動をとること ○県民及び岩手に関わる全ての人が、 ・密閉・密集・密接を避け、マスクの着用や丁寧な手洗いを励行する ・ソーシャルディスタンス（社会的距離）を確保する ■個人の努力が実らずに新型コロナウイルスに感染した場合、速やかにそれを把握し、治療を行うとともに、感染拡大を防ぐ体制を構築

2 新型コロナウイルス感染症の特徴

- 罹患しても約8割は軽症で経過、また、感染者の約8割は人への感染なし
- 感染者が他人に感染させる可能性がある期間は、発症の2日前から発症後7～10日程度
- 対症療法の他、抗ウイルス薬の投与等、一定の治療法が確立
- 感染性の増大、免疫・ワクチンの効果を低下させる可能性のある変異株が世界各地で確認

3 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- (1) これまでの経験や様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- (2) 地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、感染拡大の防止に取り組むとともに、社会経済活動の維持を図っていく。その際、感染状況は地域によって異なることから、隣県など社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する。
- (3) 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる『5つの場面』」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して業種別ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促していく。
- (4) 新型コロナウイルス感染症についてのサーベイランス体制の整備及び的確な情報提供・共有により、感染状況等を継続的に把握する。また、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めるほか、検査機能の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組む。
- (5) 的確な感染防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止に取り組みながら、社会経済活動の維持を持続的に可能としていく。
仮に、感染の拡大が認められた場合やまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされた場合には、国と密接に連携しながら、より重点的・集中的なPCR検査の実施や不要不急の外出・移動の自粛、営業時間短縮要請等を含め、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。

4 実施体制

- 「岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、岩手県医師会・岩手医科大学をはじめとする医療関係団体や関係機関、県民の協力のもと、各種対策を実施

5 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none">■県民への必要な情報提供やメッセージの発信、注意喚起■感染情報等について東北各県や市町村との緊密な情報共有■国や県による各種支援策や相談窓口などの周知
サービスランス ・情報収集	<ul style="list-style-type: none">■疑似症患者の把握と検査の実施■検査体制の充実と定期的な結果の公表■集団発生の把握の強化
まん延防止	<ul style="list-style-type: none">■外出の自粛要請等（緊急事態措置を実施すべき区域をはじめ感染が拡大している地域、「三つの密」のある場など）■催物（イベント等）のリスク対応要請■施設等における感染対策の徹底■職場等における感染拡大の防止（在宅勤務や時差通勤など）<u>■予防接種（市町村における円滑かつ効率的な実施協力）</u>■クラスター対策の強化（専門家等の派遣、保健所の体制強化など）■公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策の徹底■国による検疫の強化への協力
医療等	<ul style="list-style-type: none">■医療提供体制の確保（入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保、外来診療・検査体制の確保、医療従事者や医療物資の確保など）■医療施設や高齢者施設等における院内・施設内感染対策の徹底■妊娠婦に対する感染防止の取組の推進■小児医療の診療体制の整備推進■外国人への適切な医療提供■ワクチン接種体制の整備推進■適切な感染対策の下での健康診断及び予防接種の実施
教育	<ul style="list-style-type: none">■学校の行動基準や具体的な感染症予防対策の対応■児童生徒又は教職員に感染の疑いが生じた場合における適切な対応
経済・雇用対策	<ul style="list-style-type: none">■徹底した感染拡大防止を前提とした社会経済活動の回復（事業者の事業継続、雇用対策・就職支援、地域経済の活性化）■国の動向や県民生活、県内経済への影響を踏まえた必要な対応の検討
その他重要な留意事項	<ul style="list-style-type: none">■偏見・差別等への対応、社会課題への対応等■物資・資材等の供給■国、近隣県、市町村など関係機関との連携の推進■社会機能の維持（公共サービスの維持など）■着実な復興の推進